

平成28年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成28年12月12日 午前10時00分 開会
午前10時53分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	総合政策企画監	本田知之
まちづくり統括技監	松倉昌明	総務部長	安川誠
企画部長	米井英規	市民生活部長	巽重人
都市整備部長	土谷宏巖	都市整備部理事	木村喜哉
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事	岡幸子	教育部長	吉村孝博
教育委員会理事	和田正彦	上下水道部理事	西口昌治
会計管理者	下村喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 1番 山本英樹 15番 白石栄一

7. 議事日程

日程第1 議第55号 市道の認定について

日程第2 議第56号 葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する

- る条例を制定することについて
- 日程第3 議第57号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第58号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第59号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第60号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第61号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第62号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第63号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第64号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第65号 葛城市特定患者給付金支給条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第66号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第67号 葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第68号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第15 議第69号 工事委託基本協定の變更基本協定の締結について
(和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託)
- 日程第16 議第70号 平成28年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について
- 日程第17 議第71号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第18 議第72号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第19 議第73号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第20 議第74号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第21 議第75号 平成28年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成28年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますのでご承知おきください。なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

初めに、市長より発言を求めておられますので、これを許可いたします。

阿古市長。

阿古市長 皆さん、おはようございます。

まず、訂正とおわびを申し上げたい事例が1点ございます。12月9日の本議会におきまして提案させていただきました議第47号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、杉澤教育長の住所が事務的なミスにより、旧住所を記載しておりました。今後、二度とこのようなことがないよう、細心の注意を払う所存でございます。心よりおわび申し上げます。なお、議案の修正分を配付させていただいております。杉澤教育長の住所につきましては、五條市田園●丁目●●●でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

西井議長 これより日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第55号、市道の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の理由説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第55号、市道の認定につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国鉄・坊城線整備事業に係る計画路線の一部を市道認定するものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第55号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第2、議第56号から日程第13、議第67号までの条例の制定及び一部改正12議案を一括議題といたします。

本12議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第56号から議第67号までの12議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第56号、葛城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、葛城市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものでございます。内容につきましては、農業委員会の委員の定数を14人とし、農地利用最適化推進委員の定数を9人と定めるものでございます。各委員の選出方法につきましては、農業委員会の委員は議会の同意を得て市長が任命する選任制となります。また、農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するものの中から、農業委員会が委嘱いたします。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第57号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正が行われ、本市におきましても、国家公務員に準じた処置を講ずるために現行1回のみの取得とされております介護休暇につきまして、通算して6月以下の範囲で3回に分割して取得することができる改正を行うものでございます。また、連続する3年の期間内で、1日につき2時間以下で取得できる介護時間を新設するものでございます。施行日は平成29年1月1日でございます。

次に、議第58号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても、国家公務員に準じた処置を講ずるために本市の議会議員に対し、支給する期末手当を年間3.15カ月から0.1月分引き上げ、3.25カ月とするものでございます。本年度は12月期で0.1カ月分を引き上げ、平成29年度以降は6月期と12月期に分けて、それぞれ0.05カ月分引き上げるものでございます。施行日は公布の日及び平成29年4月1日でございます。

次に、議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても、国家公務員に準じた処置を講ずるために本市の常勤の特別職に対し、支給する期末手当をただいま説明申し上げた議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。また、市長に係る給料について、平成29年1月1日から任期満了までの期間において半減するものでございます。施行日は公布の日及び平成29年4月1日でございます。

次に、議第60号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告どおり、国家公務員の給与改定等が行われ、本市におきましても、国家公務員に準じた処置を講ずるため、まず、官民較差を埋

める処置として、本年4月1日にさかのぼりまして給料表を平均0.2%引き上げる改正を行うものでございます。また、勤勉手当の年間支給割合を現行の1.6カ月から0.1カ月分引き上げ、1.7カ月といたしまして、本年度12月期の勤勉手当で0.1カ月分引き上げ、平成29年度以降は6月期と12月期に分けて、それぞれ0.05カ月分引き上げるものでございます。また、扶養手当につきまして、平成30年度から配偶者に係る扶養手当を現行の1万3,000円から父母等に係る扶養手当と同額の6,500円とし、子に係る扶養手当を現行の6,500円から1万円と改正するもので、平成29年度から段階的に実施いたします。

次に、議第61号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行の例等の一部を改正する政令の交付に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、租税条約と同等の租税取り決めが行われた場合における特例適用利子等及び特例適用配当等について、条例締結国の場合と同様の課税を行うため、当該利子等及び当該配当等の額について、他の所得と区分して申告することとし、市民税の非課税範囲、所得控除及び税額控除の算定に用いる総所得金額に当該利子等及び当該配当等の額を含めるものでございます。施行日は平成29年1月1日でございます。

次に、議第62号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことに伴い、分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。施行日は平成29年1月1日でございます。

次に、議第63号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（略称医療介護総合確保推進法）のうち、本年2月5日及び3月31日に本条例の基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本年4月から新設される市町村が指定する地域密着型通所介護の指定基準等につきまして、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する規定の新設並びに新設の規定により、準用する条、文言の整備を行うものでございます。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第64号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、医療介護総合確保推進法のうち、本年3月31日に本条例の基準となる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに

伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る規定を準用する条、文言の整理を行うものでございます。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第65号、葛城市特定疾患者給付金支給条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、難病の患者に対する医療費等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、難病の医療費助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病等が拡大されたことに伴うものでございます。改正内容につきましては、本条例における給付金の受給資格を県の要綱に掲げる疾患に罹患しているものから法に規定する疾病等に罹患しているものに改正するものでございます。施行日は公布の日からでございます。

次に、議第66号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、市の浄化槽清掃業務が直営業務から許可業者による業務となるため、清掃手数料の料金表等を条例から削る改正を行うものでございます。また、市内における一般家庭からの一時多量ごみの持ち込み、1回につき100キログラムを超える部分、10キログラム当たり処理手数料100円を徴収する規定を新たに設けるものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

最後に、議第67号、葛城市クリーンセンター設置条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、新庄・當麻両クリーンセンターを廃止し、當麻クリーンセンターの場所に、新しく葛城市クリーンセンターを設置するものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本12議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

7番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程をいただきました議第56号から議第67号までの12議案につきましてご説明がございました。その中で、議第59号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由につきまして、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

この本議案は、この後、総務建設常任委員会に付託され、審査をされることになると思われれます。私はこの間、役員改選で総務建設常任委員会の委員長を拝命させていただいております。当然、公平な立場で議論を見つめ、適切な可否のご判断を委員会として決めてまいりたいと、このように存じておりますが、今回は一議員として事前審査にならない程度の質問をさせていただきたいと、このように思います。

先ほどご提案がございました今回、改正をされる条例案、ご説明を願いましたその理由をお聞きいたしましたら、まず、この改正が改正前の条例に対し、条例の条例文の書中の削除

や訂正などの文言の整理や改定だけではなく、条例の第6条の書中の附則に1項を加える追加をなされていると、いわゆるその1項をつけ加えた改正をされていると、このような改正であるというこの経過と理由について所管の担当部長からご答弁を願いたいと、このように思います。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問の市長給料の半減の改正の経過と理由についてでございます。市長の報酬の変更につきましては、特別職報酬等審議会にて審査をいただき、答申を受けているわけでございます。合併後につきましては、平成17年に審議会を開催し、答申を受けているわけでございます。

今回は本則をそのままとし、附則におきまして改正することとし、その市長の給料の半減につきましては市長の公約であることから、阿古市長の任期中に限りまして給料を半減とするものでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいま米井部長からご答弁をいただきました。特別職の常勤のものの給与の改定の場合、今、ご説明がありましたように本則を改定することになると、時の理事者の判断だけでは改定できるものではないと。この場合については、特別職給与改定については、まず審議会を開き、その答申を受け、判定するという手続が必要であると、こういうことですね。今回は、市長の公約を達成するために、本則はそのまま、条例文の附則にこの内容を加えた改正であると、こういうご説明でよかったわけですね。

それでは、市長に一度お伺いしたいんですが、条文に示された平成17年とおっしゃいましたか。この合併当初、審議会でご答申を考慮して定められた規定に対して、どのようなご見解をお持ちでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 平成16年10月に葛城市を誕生するに当たりまして、議員報酬及び特別職の給与の基準をある一定の期間で審議していただいていたということはよく存じ上げております。それはその当時ですと、3万5,000人の市としてどれぐらいの報酬が議員として必要なのか、また、特別職として必要なのかという議論の中で、一定の基準を示していただきました。ただ今回、上程しております案件は、あくまで期限的なものでございます。まず、私の公約の中で、これからいろんな行政サービスを検討する中で、我が身から削っていかなければならないという思いから、特別職の市長としての給与を半額にしますというのを実は公約としてうたわせていただきました。ですから、あくまでこの特別職の給与、2分の1の減額の条例案は期限的なものであり、また、附則によつてうたわれているものでございます。ですから、その当初、報酬審議会等で審議されました内容と全く相反するものではないと理解しております。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 公約をお決めになったということを私、質問してるわけじゃなくて、本来の本則に対してどのようなご見解をお持ちなのかと、こういうことを聞きたかったですけども、もう最後、これ、もう質問ができませんので。市長から一定のご見解を伺いました。これ以上の議論はもう差し控えますけれども、総務建設常任委員会でご審議をいただくということになります。が、財政改革や身を切る改革、掲げて、市長ご当選をなされて、はや1カ月以上が過ぎ、ご多忙の日々をご公務に邁進されているところ推察をいたすところでございますけれども、公約を進めることで条例改正を附則の規定で提案されたと。やはり一定の審議会を開催した議論を聞く機会がなかったのかと、そのような手続をなぜされなかったのかと。これがちょっと私は聞きたかったもので、先ほどの質問をさせていただいたところでございますが、市長が、たしか選挙戦でおっしゃった自治体規模に見合った報酬の減額と、こういう主張をされてこられました。市長の身を切る改革の痛みの部分だけが先行をしているように思われてならないと、このように思います。

今後の議論を注目し、質問を終わりたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 私が選挙中に掲げまして申し上げたのは、自治体規模に合った報酬という表現を実は1回もしておりません。自治体規模に合った報酬をとということになりましたら、職員さんの給与ですとか議会議員さんの報酬ですとか、その部分に触れることになります。私が申し上げたのは、まず、広げ過ぎた事業をこれから精査する作業に入ります。ですから当然、今の行政サービスを受けられている市民の皆さんが、いや、今の行政サービスが必要だと言われる方が必ずおられます。それを削っていく、折りたたんでいく作業の中で、まず、我が身から削っていく必要があるという表現をいたしましたので、自治体規模に見合った報酬を全市に求める公約は全くしておりません。まず、そういう過程の中で、自分の報酬をまず削ることによって、痛みをこれから受ける可能性が高い事業につきまして、市民の皆様方にご理解を求める必要があるのではないのかという思いから、そのような公約をさせていただきまして、自治体規模に見合った報酬というような話は全くしておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

西井議長 ほかに、質疑はございませんか。

15番、白石君。

白石議員 私も若干の質疑をしておきたい、このように思います。

市長は選挙戦の中で、やはり、このみずからの給料を半額にするとかということをも市民の皆さんにお示しをし、支持を得られたということだと思います。しかし、その半額がどのような、どの程度の影響額になるのか、ちょっとつかみ切れないということでもありますので、私、所管の委員でございませぬので、ここでお伺いしておきたいと思っております。

通常、4年間務められて、給料あるいは各種手当、そして、退職手当等を含めて4年間の総収入といいますか、それがどれだけあって、この半額することによって給料はもちろんですけれども、退職金も減額になるというふうに思うわけですが、その影響額というのをどの程度あるのか、お伺いしておきたいと、このように思います。

西井議長 米井企画部長。

米井企画部長 給料のほか、諸手当がございまして、はっきりした数字ではございませんが、約1億円が5,000万円程度になると。4年間で5,000万円に減額になると。影響額としては、5,000万円という形になるというふうに考えております。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 米井部長の方からお答えをいただきました。市長が4年間、任期を全うすれば、給料並びに退職手当等において1億円が支給されると、こういうことであります。それは給与の半減によって、おおよそ半分の5,000万円になるということだと思えます。大変厳しい減額だというふうに思いますが、本当に市長がみずから行財政改革に取り組んでいく、その姿勢の一端を示したものとして、私は基本的には、やはり報酬審議会が決め、議会が議決された本則をやはり尊重すべきだと思えますし、それらは本則はそのまま尊重して、そして、その市長さんの任期だけ、これを適用する。こういうやり方というのは当を得ているというふうに思えます。報酬審議会の決定を尊重した上で、みずからの任期において、この減額を実施するという事は当を得ているというふうに思えます。

以上であります。

西井議長 ほかに質疑はございませんか。

13番、下村君。

下村議員 先ほど阿古市長の答弁と申しますか、朝岡議員の質問に対しての答弁の中で、自治体規模に見合った市長報酬の減額というのは私、言っていないことをはっきりこの場で言われました。阿古市長は、今回の選挙でいろいろな公約をされました。そのチラシを持っているんですけども、ちょっと今見たら、こんなチラシなんですけれども、これは阿古市長が考えられて出されたチラシと申しますか。この中に、書いているんですよ。これは出どころというのは書いてないんですが、あくまでもこれ、阿古市長が考えられた文書だと思うんですけども、この中には自治体規模に見合った市長報酬の減額というのがはっきり記載されておりますので、総務建設常任委員会でもまた質問したいと思えますが、ちょっとこれだけ、この場で聞かせていただきたいと思うんですけどもよろしいですか。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 私の公約というのは公文書でありまして、証紙が張ってあるんですよ。それで、その分については、一応公約として全市民の皆さん方に配布しております。今、お持ちの資料が多分選挙期間前の講演会としての多分チラシか何かかなとは思いますが、私が全てその内容を把握しているわけでは正直なことを言ってございません。ただ誤解があったのやったら、申しわけないんですけども、私がいろいろなところでお話しさせていただいたり、街頭演説させていただいたり、ミニ集会させていただいた中で説明させていただいておりますのは、自治体規模に合った行政サービスのあり方を模索しないと、将来的な財政負担が非常に高くなりますよというお話をさせていただきました。ですから、今回の私の公約というのは、私の中で理解しておりますのは、私本人の報酬をまず、その行政サービスを模索する中で、ま

ず、みずから身を切っていきますよというお話をさせていただいたわけでした、それ以外の報酬につきまして、じゃ、葛城市の市職員さんの給与がどうなんですかとか、議会議員さんの報酬がどうなんですかということは全く触れた覚えがございません。自治体規模としてどうかといいますと、やはり、それは本来、報酬審議会等で審議されるべき内容だということでは理解しております。今回、上程させていただいておりますのは、あくまで私の任期期間中に限った時限立法的な処置でございますので、附則処置として上程をさせていただいたというのが実情でございます。チラシの内容等、ちょっと私も完全には理解しておりませんが、その部分について私自身が作成したものではないというのは事実でございます。

西井議長 下村君。

下村議員 何かちょっと理解がしにくいところあるんですけども、総務建設常任委員会の方でまた追及といいますか、はっきりとお聞きしたいと思うんですけども、今、市長言われた、そしたら誰がこれを考えられたかということになると思うんですけども、この席ではもうこれ以上追及はしませんので、総務建設常任委員会でもたよろしくお願い申し上げます。

西井議長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号及び議第61号の6議案については総務建設常任委員会に、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号及び議第67号の6議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第14、議第68号、組合規約の変更についてを議題といたします。なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第68号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合が解散され、当該組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第69号、工事委託基本協定の変更基本協定の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第69号、工事委託基本協定の変更基本協定の締結につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成23年12月の議会定例会において、工事委託基本協定の締結の議決をいただきました。和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託につきまして、架道橋工事に必要な用地の確保ができたことにより、工事着手に向け、JRとの協議を進める過程において、平成24年の耐震設計の変更、また、労賃の見直し等を考慮した結果、工事費が増額となったため、基本協定額を当初の9億3,619万4,000円から11億3,912万8,000円に変更し、変更基本協定を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 ただいま説明ありました議第69号のいわゆる国鉄・坊城線の柿本架道橋の改築工事の委託について、変更基本協定を締結されようとしているわけでありますけれども、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

市長の説明のように、平成23年12月の定例会で、9億3,619万4,000円で工事委託基本協定を締結されました。ご承知のように、本件については既に平成20年9月定例会において、同じく9億3,673万円、ほぼ同じ程度の額でありますけれども、JRとの工事協定の締結をされております。しかし、これが9月の定例会で否決をされた、そういう経過があるわけでありまして、そして、平成20年から既に今、平成28年でありますから、8年が経過をしたという状況で全く着手されない、そういう状況にあるんですね。それがその間において、11億3,912万8,000円、約2億300万円の今回、増額をするという変更になっているわけでありまして、20%を超える増額になるわけで、このような増額の内容について、やはりもう少し詳細な説明が必要ではないのかと思いますね。2億円ですよ。

お答えをいただきたいと、このように思います。

西井議長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの白石議員からのご質問の件でございますが、市長の提案説明の中にもございましたが、平成23年12月に基本協定を締結いたしまして、それ以降、平成24年に耐震設計等の基準の改定がございまして、その間も工事の準備については進めてきたところでございます。その後、平成27年7月31日に架道橋工事に必要な用地の取得が完了したということで、JRの方と再度、工事着手に向けて調整を進めてまいりました。その中で、先ほどの申しました耐震基準の見直し等で設計の修正を行うなど、JRの方で再度検討を進めていただいた結果、また、その間の労務賃の上昇とか、そういったものも加味しながら検討を進めていただいた結果、平成27年12月25日にJRの方から協議、協定変更の申し入れがございまして、その後、変更内容の精査、協議等を進めさせていただいた結果、今回の議会の中で協定変更の議案を上程させていただいたというふうな経緯となっております。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長からもご答弁をいただきました。実際、平成23年12月の定例会で9億円余り基本協定を結んでいたわけでありまして。これはその後の耐震基準の変更と言われるか、そのようなことがあって、設計変更あるいは労賃等の上昇等によると、こういうことであります。小中学校等の耐震工事については、新耐震においてやられているわけでありまして、当然それらとは軌道事業においては基準は違うというふうには思いますけれども、本当にこの2億円もかかるということであるならば、これは材料費あるいは例えばコンクリートの強度とか構造等、やはり相当やっぱり変わってきているのではないかというふうに思うわけでありまして。この点は、やはり総務建設常任委員会において精査をしていただくことが、私は必要であるというふうに思います。平成23年12月に議決されたものが、5年たって2億円もこの増額になるということについては、やはり市民に対してちゃんとしたやはり説明責任を果たしていく必要があるということをおきたいと思います。

以上です。

西井議長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第70号から日程第21、議第75号までの平成28年度各会計補正予算6議案を一括議題といたします。本6議案について提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第70号から議第75号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第70号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億107万2,000円を

追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億7,258万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。また、民生費では、国の補正予算（第2号）に伴う経済対策分臨時福祉給付金事業費、生活保護費、国庫負担金の前年度確定に伴う精算返還金、衛生費では、新庄クリーンセンター解体に伴う施工監理委託料及び工事請負費の追加、農林商工費では、国の補正予算（第2号）に伴う農地有効活用促進事業、農地工作条件改善事業に係る設計委託料及び工事請負費、災害復旧費では、豪雨による災害復旧工事の追加等の補正をお願いするものでございます。第2条では、国鉄・坊城線整備事業に係る継続費の補正、または、第3条では地方債の追加及び変更に係る補正をお願いするものでございます。

次に、議第71号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,396万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、平成27年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加及び後期高齢者支援金の減額等でございます。

次に、議第72号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定では歳出のみ補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減ございません。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の追加、保険給付費の追加及び減額等でございます。また、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,589万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の減額、サービス計画作成委託料の追加でございます。

次に、議第73号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ983万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,083万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費及び工事請負費の追加等でございます。

次に、議第74号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳出のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減ございません。補正内容につきましては、人件費の追加及び印刷製本費の減額でございます。

最後に、議第75号、平成28年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で979万2,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億3,414万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費の減額等でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました6議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第70号議案の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第70号の関係部分、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号及び議第75号の6議案をそれぞれ付託し、審査願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日13日、14日、一般質問を行います。それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議願いましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前10時53分